

# JIS

## 船用電気設備一 第 101 部：定義及び一般要求事項

JIS F 8061 : 2023  
(IEC 60092-101 : 2018)  
(JSTRA)

令和 5 年 4 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 61.12.15 改正：令和 5.4.25

官 報 掲 載 日：令和 5.4.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項及び条件	9
4.1 一般	9
4.2 交流及び直流に対する JIS F 及び IEC 60092 シリーズの適用性	9
4.3 代用又は代替の承認	9
4.4 最大負荷に対する対策	9
4.5 追加及び変更	9
4.6 環境条件	9
4.7 材料	11
4.8 給電系統の特性	12
4.9 危険区域における電気装置	13
4.10 電気ぎ装品、ケーブルなどをガルバニー電位が異なる導電材料に取り付けるときに必要な 注意事項	14
4.11 空間距離及び沿面距離	14
4.12 絶縁	14
4.13 保守及び検査	14
4.14 外被の保護等級	14
4.15 電線導入口	14
4.16 振動及び機械的衝撃に対する注意	14
4.17 船内位置	14
4.18 機械的保護	15
4.19 水、水蒸気及び油からの保護	15
4.20 電撃に対する保護	15
4.21 回転軸	15
4.22 磁気コンパス	16
4.23 環境への影響考慮	16
附属書 A (参考) 環境条件の手引	17
解 説	26

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 8061:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 船用電気設備—第 101 部：定義及び一般要求事項

## Electrical installations in ships—

### Part 101: Definitions and general requirements

#### 序文

この規格は、2018 年に第 5 版として発行された IEC 60092-101 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

IEC 60092 シリーズ及び JIS F の航洋船の電気設備に関する規格（以下、JIS F 及び IEC 60092 シリーズという。）は、現在採用されている優れた実行手段を取り入れ、また、現行規則類との調和をできるだけ図りながら、国際規格の一系列を構成している。

これらの規格は、SOLAS（海上人命安全条約）の要求に対する具体的な解釈及び補充について規定している規格であり、将来制定されるかもしれない規則類に対する指針でもある。また、船主、造船所、その他関係機関が採用する実行手段に対する手引となるものである。

#### 1 適用範囲

この規格は、船で使用する電気設備について規定する。

この規格による定義及び一般要求事項は、特に規定がない限り、その他の船用電気設備（機器）の規格にも適用可能である。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60092-101:2018, Electrical installations in ships—Part 101: Definitions and general requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

#### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 60664-1** 低電圧電力システム内装置用絶縁協調—第 1 部：基本原則、要求事項及び試験

**注記** 対応国際規格における引用規格：**IEC 60664-1**, Insulation coordination for equipment within low-voltage supply systems—Part 1: Principles, requirements and tests